

市民税・県民税と所得税の 申告のお知らせ

申告書の作成はご自身で

【確定申告相談会場の変更のお知らせ】

◆所得税の確定申告⇒会場は「アピセ・関」

所得税確定申告会場	開設期間	時間
アピセ・関 (関市平和通7丁目5-1)	2月12日(金)～3月31日(水) (土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～午後5時

※開設期間中は、関税務署では申告書などの作成指導を行っていません。

申告・納付期限は、申告所得税と贈与税が **3月15日(月)**
消費税および地方消費税が **3月31日(水)** です。

◆所得税の確定申告が必要な人

- ①事業(営業・農業)所得、不動産所得、雑所得(公的年金など)や一時所得などがあり、計算の結果、所得税額が発生する人
- ②給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ③給与を2カ所以上から受けている人
- ④1カ所から給与を受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人
など

◆確定申告をする人は、ご自身で所得税の申告書を作成してください。

確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)から作成できます。

◆確定申告で所得税が還付される人

所得税の確定申告をする必要のないサラリーマンなどでも、次の場合は確定申告により所得税が還付される場合があります(申告者本人名義の口座番号などが必要)。

- ①多額の医療費を支払った人
- ②会社を退職し、年末調整をしていない人
など

税の申告は
お早めに



◆無料税務相談所の開設

関税務署では所得税と消費税の申告について無料税務相談所を開設します。

- 期 間 2月16日(火)～26日(金)
(ただし、土・日曜日は除く)
- 時 間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
- 場 所 市役所1階・市民ホール
- 対 象 ①平成20年分の所得金額が300万円以下の人
②平成21年分の消費税の基準期間(平成19年分)の課税売上高が3,000万円以下で①に該当する人
※なお、事業所得者(農業を含む)の人は、青色決算書または収支内訳書を作成後、ご来所ください。

○照会先 関税務署(☎22-2233)(代表)
税務署の代表電話は、自動音声によりご案内しています。

国税に関する一般的な相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。

なお、1月4日(月)～3月15日(月)は、所得税・消費税・贈与税の申告に関する相談は「0」を選択してください。

税申告の各種控除について

要介護認定者の「障害者控除適用」

税申告をする本人または扶養家族が障がい者に該当する場合は、障害者控除として一定金額を所得から差し引くことができます。

介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方は、一部の場合を除いて、この障害者控除を受けることができます。

- ① 身体障がい者に準ずる方
- ② 知的障がい者に準ずる方
- ③ 常に寝たきりで、複雑な介護を要する方

※要介護認定者の障害者控除を受けるためには、市が発行する「障害者控除対象者認定書」の提示が必要ですので、該当すると思われる方は認定の申請をしてください。

おむつ代の「医療費控除」

介護保険の要介護認定を受けている方で、おむつ代の「医療費控除」を受けるのが2年目以降である場合は、一部の場合を除いて、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する証明書により医療費控除を受けることができます。証明書の必要な方は、申請してください。



申請・照会先

高齢福祉課 (☎ ☎7730 FAX ☎7748)

◆市・県民税の申告

⇒会場は「市役所、各事務所 ほか」

申告は2月16日(火)から3月15日(月)まで

(土・日曜日を除く)

市・県民税申告会場	開設期間	時間
市役所1階・市民ホール 洞戸事務所 板取事務所 武芸川事務所 武儀事務所 上之保事務所	2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日を除く)	午前8時30分～午後5時15分
田原ふれあいセンター	2月23日(火)	午前9時30分～午後3時
西部地区公民館	2月25日(木)	午前9時30分～午後4時
J Aめぐみの富野支店 (富野公民センターから変更) (東部支所の駐車場利用可)	3月2日(火)	午前9時30分～午後3時

◆市・県民税の申告をしなくてもよい人

- ①所得税の確定申告をする人
- ②給与所得か公的年金所得だけで、勤務先や支払者から市へ支払報告書が提出されている人

◆市・県民税の申告が必要な人

平成22年1月1日現在、関市内に住所があり、平成21年中(平成21年1月～12月)に所得がある人で、次に該当する人は申告してください。

※所得証明書や課税所得証明書が必要な人などは、所得がなくても市・県民税の申告が必要です。

- ①給与所得だけで、勤務先から市へ「給与支払報告書」の提出がされていない人(パートなど)
- ②公的年金所得だけで、公的年金の支払者から市へ「公的年金等支払報告書」が提出されていない人
- ③給与所得や公的年金所得のほかに、農業・不動産・配当などの所得がある人など
(所得税は給与所得や退職所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市・県民税の申告は必要です。)

◆市民税・県民税申告書は、税務課のほか、各事務所、東部・西部支所でもお渡ししています。

なお、昨年、市民税・県民税申告書を提出された人には2月上旬に申告書を送付します。

◆申告に必要な書類など

- ①印鑑(朱肉を使用するもの)
- ②給与・公的年金などの「源泉徴収票」(コピーは不可)
- ③事業(営業・農業)所得や不動産所得などがあつた人は、「収支内訳書」(事前に、ご自身での作成が必要)
- ④医療費控除を受ける人は、平成21年中(平成21年1月～12月)に支払った医療費の領収書と「医療費の明細書(医療を受けた人ごと)」(事前に、ご自身での作成が必要)
- ⑤国民年金・生命保険料・地震保険料などの支払証明書
- ⑥国民健康保険税・介護保険料などの支払金額の分かるもの など

平成22年度(実施分)

個人住民税(個人市民税と個人県民税を合わせたもの)の主な改正のお知らせ

1. 個人住民税における住宅ローン特別控除の創設

(1) 対象者

所得税の住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)の適用を受けている方(平成21年から平成25年までの入居者)。

(2) 控除額

次のいずれか小さい額が個人住民税(所得割額)から控除されます。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額。
- ② 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(最高限度額97,500円)。

(3) 手続き

給与支払報告書(源泉徴収票)などについて改正が行われ、市への申告は不要となります。また、**税源移譲に伴う住宅ローン特別控除(経過措置)**についても、同様の仕組みのもとで申告不要となります。

※**税源移譲に伴う住宅ローン特別控除(経過措置)**とは・・・平成19年からの税源移譲による所得税率の変更により所得税が減少した結果、住宅ローン控除額が所得税額より大きくなり、所得税額から控除しきれなくなる場合が生じるようになりました。この控除できなくなった額を個人住民税(所得割額)から控除することができる経過措置(平成11年から平成18年末までに入居した方で、市民税県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出することにより適用される措置)をいいます。

2. 上場株式の配当・譲渡益に対する軽減税率の延長

上場株式の配当および譲渡益に対する軽減税率を3年間延長することとされました。

(1) 延長期間

平成21年1月1日～平成23年12月31日(平成24年度の個人住民税まで)

(2) 軽減税率

住民税3%(所得税7%)

【改正前】

	～平成20年12月	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年1月～	
税率	10% (住民税3% 所得税7%)	【原則】 20% (住民税5%、所得税15%) 【特例措置】 ・上場株式の配当(100万円以下の部分) 10%(住民税3%、所得税7%) ・上場株式の譲渡益(500万円以下の部分) 10%(住民税3%、所得税7%)			20% (住民税5% 所得税15%)	

【改正後】

	～平成20年12月	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年1月～
税率	10% (住民税3% 所得税7%)		10% (住民税3%、所得税7%)		20% (住民税5% 所得税15%)

照会先 税務課 ☎ 23-8893